

# 共通言語化の現状と課題

## — 職業分類を例として —

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

主任研究員 西澤 弘

全国のハローワーク（公共職業安定所）では、求人・求職者の職業別区分に「労働省編職業分類」を用いている。この分類は大・中・小・細分類の4階層構造を持つ体系であるが、このうち上位3階層（大・中・小分類）は日本標準職業分類との整合性が図られている。日本標準職業分類は統計調査用の職業分類であり、他方、労働省編職業分類は職業紹介用の職業分類である。両者はそもそも作成の目的が異なっている。しかし、労働省編職業分類は、職業紹介に関する業務統計と日本標準職業分類にもとづく各種の統計調査結果を比較・照合できるように1965年の改訂で日本標準職業分類に準拠する方針を掲げ、爾来日本標準職業分類の体系にあわせて分類項目を設定している。

以下、職業分類をめぐる統計基準の共有化の問題について私見を述べたい。

まず、統計用職業分類と職業紹介用職業分類の一般的な対応関係を整理しておこう。両者の関係は大別すると次の4種類になる。①両者がすべての分類項目を共有しているケース、②両者は上位レベルの分類項目を共有し、職業紹介用分類の最下層の分類レベルには業務の特性を考慮して独自の項目が設定されているケース、③両者は最小単位の分類項目を共有し、上位レベルの分類項目についてはそれぞれの分類がくくり方や配列に独自性を有するケース、④両者がそれぞれ独自に設定されているケース。①にはイギリスやオーストラリアなどが該当する。我が国やアメリカの職業紹介用分類は、統計用分類に準拠しつつも最小単位の項目を独自に設定しており、②のケースに該当する。③の例としてはカナダなどがある。

①～③の背景には統計基準の共通言語化—すなわち、各種統計調査の結果の比較照合性を高めるために共通基盤としての統計基準を整備すること—という考え方が潜んでいる。これは特に欧米諸国に顕著にみられる傾向である。これらの国では中央政府の統計主管部局が中心になって作成した標準職業分類を政府レベルにおける職業区分の基準にする政策が採られている。この政策のもとでは職業紹介用分類は、標準職業分類に準じたものとなる。準拠の形は必ずしも①だけではなく、②や③のように職業紹介業務での必要性やマッチングの便宜などを考慮して分類項目の設定や配列を行っている国もある。

職業紹介用職業分類は業務に用いる実務用具であり、効率的な業務遂行に資することが求められる。そのためには次の3条件を満たすことが重要である。第1に求人職種・求職者の希望職種と職業分類上の項目との対応が容易に判断できること、第2に求人と求職者とのマッチングが的確に行えること、第3に求職者がその希望する職種の求人を容易に探し出せることである。これらの条件に対して職業分類



が具備すべき要件は、次の2点に集約できる。ひとつは求人・求職者の動向を反映した分類項目が設定されていること、もうひとつはユーザーにとってわかりやすい分類体系であることである。

このような視点から現行の労働省編職業分類をみると、日本標準職業分類への準拠が業務遂行の制約要因になっている面があることは否めない。日本標準職業分類の基本方針は、要約すると次の3点になる—国際分類への準拠、職業分化の反映、職業分類としての純化。日本標準職業分類に準拠することから派生する問題のうち「職業分化の反映」について一例をあげてみよう。日本標準職業分類では分類項目の設定にあたって数量基準（就業者数）を採用している。しかし、ハローワークが扱うのは事業所の求人であり、仕事を探している求職者である。就業者の多寡と求人・求職者のそれは必ずしも重複するとは限らない。求人・求職者が多くても日本標準職業に設定されていない職業がある。

日本標準職業分類に準拠することにはメリットとリスクの両面がある。準拠によってのみ得られる便益がある一方で、実務用具としての利便性が損なわれる危険も伴っている。従来、これらの面は功罪相なかなばするというよりも相反するものではないと考えられてきた。そして、累次の改訂では上位分類を日本標準職業分類に準拠し、最下層の細分類は求人動向等を加味して分類項目の調整が行われてきた。現在、職業紹介の現場では、業務効率の向上に向けてさまざまな取り組みが行われている。その中で労働省編職業分類に対しては上述の3条件と2要件への対応が求められている。今後の来るべき改訂では、日本標準職業分類に準拠していることから生じる輻湊した問題をいかに調整し、統合的な分類体系にまとめあげるかが問われているといえよう。

# 社会生活基本調査について

## 1 調査の概要

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及びインターネットの利用、学習・研究、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、その他国民の自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするもので、昭和51年の第1回調査以来5年ごとに実施され、今回の調査は7回目に当たります。

## 2 今回調査の特徴

平成18年社会生活基本調査は、最近の社会経済情勢の変化を踏まえ、特に次のような点を明らかにすることとしています。

- (1) 就業意識や就業形態の多様化が、生活行動に与える影響について詳細に把握する。
- (2) インターネットの普及や利用形態の多様化が、国民生活にどのような影響を与えているかについて、その実態を明らかにする。
- (3) 生涯学習、スポーツ・レジャー及びボランティア活動の振興の観点から、生活行動の多様化の実態について詳細に把握する。
- (4) 就学期、独身期、子育て期など人生の各段階（ライフステージ）別の生活行動・生活時間に関する集計や世帯内の親子、夫婦の生活時間をリンクさせた集計を行うことにより、少子高齢化の進行や世帯構造の多様化が国民生活に与える影響を把握する。

## 3 調査の期日

平成18年10月20日現在で行われます。ただし、1日の生活時間配分については、10月14日(土)から10月22日(日)までの9日間のうち連続する2日間について行われます。

## 4 調査の対象

平成12年国勢調査調査区の中から総務大臣の指定する約6,700調査区を抽出し、これらの調査区内に居住する約8万世帯の10歳以上の世帯員約20万人を対象とします。

## 5 調査事項

次の事項について調査します。

- (1) 住居の種類等世帯の属性に関する事項
- (2) ふだんの就業状態等世帯員の属性に関する事項
- (3) 1日の生活時間の配分に関する事項
- (4) 過去1年間の生活行動（インターネットの利用、学習・研究、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽）に関する事項

## 6 調査の方法及び調査の流れ

調査は、次の流れにより、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行います。



## 7 集 計

次の事項について、全国、人口集中地区、都道府県、14地域、大都市圏、都市階級の別に集計します。

- (1) 個人属性、世帯属性、行動の種類別1日当たり平均行動時間数（総平均、行動者平均）、行動者数及び行動者率
- (2) 個人属性、世帯属性、行動の種類別1日の時間帯（15分刻みの時刻）別行動者率
- (3) 個人属性、世帯属性、主な行動の種類別平均時刻
- (4) 「インターネットの利用」、「学習・研究」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」、「旅行・行楽」について、過去1年間の種目別行動者数、行動者率、行動頻度

## 8 結果の公表

調査の結果は、報告書の刊行又は結果表を閲覧に供する方法により公表します。

## 9 結果の利用

調査の結果は次のような国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料として、また、学術研究などの基礎資料として利用されています。

- (1) 高齢社会対策のための基礎資料
- (2) 少子化対策のための基礎資料
- (3) 男女共同参画社会実現に向けての行政施策のための基礎資料
- (4) 無償労働の貨幣評価のための基礎資料
- (5) 観光行政施策の基礎資料
- (6) 文化行政施策の基礎資料